

日高町農業委員を募集します

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会等に関する法律により、農業委員の選出方法が「公選制」から「議会の同意を条件とする任命制」に変更となりました。

以上のことから、農業に関する識見を有し、農地利用の最適化の推進、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる農業委員候補者を次のとおり募集いたします。

1 募集の内容

- ①募集人数 14人（うち農業者以外の方1人以上を含む）
- ②任期 平成30年3月19日から平成33年3月18日まで（3年間）
- ③身分 日高町農業委員会農業委員（非常勤職員）
- ④報酬 月額34,000円（会長のみ43,000円）



2 主な業務内容

- ①農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議並びにこれらに関連する現地調査。
- ②農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務。
- ③農業者からの相談対応及び農業者への助言指導。

3 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

- ①日高町に住所を有する者。
- ②日高町が設置する執行機関の委員でない者。
- ③日高町職員及び日高町が設置する執行機関の職員でない者。

※以下の方は推薦及び応募できません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得てない者。
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。

※固定資産評価審査委員会委員、公平委員会委員、教育委員会委員の兼職は法律で禁止されております。

4 推薦及び応募の方

- ①町内全域又は地区からの農業者等の3名以上の推薦。
- ②法人又は農業者が組織する団体、その他の関係者からの推薦。
- ③一般応募。

それぞれ規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により日高町農業委員会事務局へ提出してください。

様式につきましては、日高町農業委員会事務局または日高町ホームページよりダウンロード（8月18日～）できます。

5 推薦及び応募受付期間 平成29年8月23日(水)～平成29年9月19日(火)

6 申込者等に関する情報の公開

応募者及び推薦を受けた者、推薦した者の情報につきましては法令により情報公開が義務付けられているため、受付期間の中間及び終了後に日高町ホームページにて情報を公開します。

（氏名・職業・生年月日・推薦を受けた者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数・応募した者の数並びにそのうちの認定農業者等及び準ずる者の数）

7 選考方法

日高町農業委員候補者評価委員会において、書類審査を実施し、その評価結果を参考にして町長が候補者を選考します。決定した候補者は、町議会の同意を得たうえで日高町農業委員に任命されます。

8 その他

- ①提出された書類は、返却しません。
- ②応募又は推薦に係る経費は、全て応募する者又は推薦する者の負担となります。
- ③申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。
- ④議会の同意を得た後に応募者及び推薦を受けた者へ文書により通知します。

9 お問い合わせ先・申込先（役場開庁日の午前8時30分～午後5時15分まで）

〒059-2192 沙流郡日高町門別本町210番地の1
日高町農業委員会事務局
電話 01456-2-6189 FAX 01456-2-6191

地域防災

学ぼう 防災知識



避難所は地域住民による自主運営が基本

避難所は「自主防災会・自主防災組織」や「自治会・町内会」または「避難者」といった、地域住民による『自主運営』が基本です。



■避難所体験

南三陸町総合体育館「ベイサイドアリーナ」にて、南三陸町婦人防火クラブ連合会や南三陸町消防団の皆様方にご協力をいただき、アルファ米を使ったカレーライスやカップスープを食べました。

避難所体験として段ボールハウス作りを行い、グループごとに区画を作り、床の上にマットを敷いた寝床で就寝しました。

この「ベイサイドアリーナ」は、5年前の東日本大震災時では実際の避難所として、また津波災害対策本部としても使われ、多い時で1,000人以上が避難生活を送っていた施設でもあります。

様々な立場の方に配慮した避難所づくり

要配慮者(※)が安心して避難生活が送れるよう、配慮の行き届いた避難所づくりを目指します。男女双方の視点をふまえ、個人のプライバシーを重視するなどの配慮が必要です。

※高齢者、障がいのある方、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人



日高西部防災マスター協議会

お問い合わせ先 会長 豊島 清治 電話 01456-2-1387